

【令和2年第2回臨時会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和2年4月23日 健康福祉委員長 原 典之

○「議案第66号 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の制定について」

○「議案第74号 令和2年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

《一括審査の理由》

いずれも川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

*市内で国民健康保険に加入している世帯数及び人数について

国民健康保険に加入している世帯数は約18万世帯、被保険者数は約26万人である。

*令和2年4月20日現在で新型コロナウイルスに感染している191人のうち給付対象となる人数について

現時点では、把握できていない。

*給付対象者の想定人数について

給与等の支払を受けている国民健康保険加入者であり、かつ、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は感染が疑われる者が給付対象者であり、該当する人数を想定することは非常に困難であるが、ある程度限られた人数であると想定している。なお、予算額においては、延べ120か月分として積算しており、仮に1人の給付期間を1か月間とすると、120人分に相当する。

*支給申請書の入手方法及び申請手続について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、原則、郵送での手続を想定している。保険料の納入通知書と併せて区役所の連絡先等を記載した案内チラシを同封して被保険者に郵送し、申請希望者からの求めに応じて支給申請書及び関係書類を改めて郵送した上で、必要事項を記載した支給申請書等を返送してもらうことになる。

*申請希望者からの問合せが区役所に殺到した場合の人的配置等の対応について

本市の国民健康保険事業においてはコールセンターを導入しており、状況に応じて、問合せ等に対応することを検討していく。

*「感染が疑われるとき」への該当性の判断基準について

新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安として、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続くこと、強いだるさや息苦しさがあること、さらに、高齢者や基礎疾患等がある方については、その状態が2日程度続くことが示されている。「感染が疑われるとき」への該当性の判断においても、この目安が基準になると考えられる。

*「感染が疑われるとき」への該当性の証明方法について

相談・受診の目安に該当する方が帰国者・接触者相談センターに相談して専用

外来を受診した場合は、受診した医療機関において、感染が疑われる旨の証明を受けることになる。また、医療機関での診断を受けていない場合は、感染が疑われることにより労務不能である旨の証明を事業主から受けることになる。電話がつながらないため帰国者・接触者相談センターに相談できず、医療機関での診断を受けられなかった場合には、支給申請書に電話した日時及びつながらなかつた旨等を記載してもらうことになる。

* 感染疑いにより労務不能である旨の事業主による証明方法について

申請希望者が作成した支給申請書に、事業主が直近3か月の勤務状況、欠勤日数、給与の支払状況等を記載、押印することとなる。

* 白色申告で事業専従者控除の対象となっている方の給付額の算定根拠となる給与額の証明について

事業主が給与額の証明を行うことになる。

《意見》

* 給付対象とされていない個人事業主も保険給付の対象としてほしい。

* 支給期間を「労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から」としているが、3日を経過するまでの期間も対象とするように検討を行ってほしい。

* 区役所への問合せが殺到し、電話がつながりにくい状況が生じることが想定されるため、こういった状況を事前に予測してしっかりと対応してほしい。

* 給付対象者となり得る方への案内は漏れがないようにしっかりと取り組んでほしい。

* 弱い立場にある申請希望者が、強い立場にある事業主に対し、感染が疑われることにより労務不能である旨の証明を求めることが困難な場合もあり得るため、申請希望者への証明が適切になされるよう、事業主の負担の軽減について考慮してほしい。

《議案第66号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第74号の審査結果》

全会一致原案可決